

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成20年6月26日

提出者

4番 梶 雅子

3番 橋本 しげき

5番 砂川 なおみ

22番 山本 あつし

武蔵野市議会議長 近藤和義 殿

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書

1985年に制定された労働者派遣法は、当初対象業務を限定していましたが、危機的な景気低迷を受けて1999年の原則自由化以降、派遣労働者が214万人も増えて321万人に達する一方、正社員は348万人も減少するなど、正社員から派遣への大規模な置き換えが進みました。今日労働者の3人に1人が非正規雇用となっており、年収200万円未満の労働者は1023万人（22.8%）にも上がっています。

人材派遣会社に登録し「日雇い派遣」として1日単位で仕事に派遣される労働者が若者を中心に急増し、アパートの家賃が払えず、インターネットカフェなどで寝泊りせざるを得なくなる「ネットカフェ難民」が生まれています。特に青年や女性は、2人に1人が非正規雇用となっており、まじめに働いてもまともな生活ができないワーキングプアの拡大は、重大な社会問題となっています。

日雇い派遣業界の大手が、二重派遣や給与からの不正な天引きなど違法行為を摘発され事業停止命令を受けたことは、現行派遣労働における課題を示しています。

非正規雇用をふやすことは、若者がその可能性を伸ばし、社会の担い手として成長する条件を奪うだけではなく、結婚と子育ての困難をもたらし、深刻な少子化の大きな要因となるおそれがあります。したがって、速やかな対策を講じる必要があります。

よって、武蔵野市議会は、国会及び政府に対し、働く場を確保し、日本の経済や将来を健全なものとするために、下記の内容で速やかに労働者派遣法を抜本改正し、安定した雇用と派遣労働者保護のための法整備を図るよう強く要請します。

記

- 1 日雇い派遣を原則禁止し、派遣会社に登録して仕事があるときだけ雇用されるという不安定な登録型派遣を厳しく制限し、常用型派遣とすること。
- 2 非正規労働者の待遇を改善し、派遣会社に、情報公開制度を設けさせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月 日

武蔵野市議会議長 近藤和義

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

— あて